

お知らせ

国では、令和3年4月23日（金）に「新型コロナウイルス対策本部」の会議が開催され、東京都、大阪府、京都府、兵庫県を対象に、緊急事態宣言を発出することが決定されるとともに、その期間を令和3年4月25日（日）から令和3年5月11日（火）までとされ、酒類やカラオケ設備を提供する飲食店、また、大規模商業施設などへの休業が要請されています。

大阪府では、同日に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、府民に対して、4月25日（日）から「不要不急の外出及び都道府県間の移動の自粛」をはじめ、「貸館、貸会議室などの原則休館」や「路上・公園等における集団での飲酒はしないこと」が要請されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、同日に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、市主催の市民が参加するイベントや集会について、原則、延期及び中止するとともに、公共施設等について原則休館することなどを決定いたしましたので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

また、公共施設等の休館に伴い、利用が取消となりますので、利用料金を既にお支払い済みの場合については、全額還付いたします。

また、利用者の皆さまには、ご迷惑をお掛けいたしますが、利用取消申請及び利用料金の還付申請の手続きをお願いいたします。

なお、ご利用の皆さまには、医療提供体制が極めてひっ迫している状況を踏まえ、緊急事態宣言下における不要不急の外出自粛等の要請を踏まえていただくとともに、自己への感染を回避、また、他人に感染させないよう徹底していただきますようお願いいたします。

ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。